稲敷市【地区名】区自主防災組織規約

（名称）

第１条この組織は、【地区名】自主防災組織（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本組織は、【地区名】の住民が力を合わせて自主的な防災活動を行うことにより、水害その他の災害（以下「水害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第３条本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　（1）災害時の避難及び安否確認に関すること

　（2）市との連絡調整に関すること

　（3）防災資機材等の整備に関すること。

　（4）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第４条　本組織は、【地区名】内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第５条　本組織に次の役員を置く。

　（1）会長　　　　　1名

　（2）副会長　　　　若干名

　（3）班長　　　　　若干名

　２　役員は、会員の互選による。

　３　役員の任期は１年とする。ただし、再任することができる。

（総会）

第６条　総会は、全会員をもって構成する。

　２　本組織の総会は、【地区名】の総会をもってこれに充てる。

　３　総会は、次の事項を審議する。

　（1）規約の改正に関すること。

　（2）事業計画に関すること。

（本部の設置）

第７条　風水害では、気象台の大雨洪水警報、防災情報をきっかけに設置する。

　２　地震では、震度【●】以上を観測したときに設置する。

（班の設置）

第８条本組織は、第３条の事項を遂行するために班を置く。

　（1）総務情報班（災害情報の収集･伝達等、住民の安否情報の集約）

　（2）避難誘導班（住民の安否確認、避難誘導、要援護者の支援等）

（経費）

第９条本組織の運営に要する経費は、【●●】の経費をもってこれに充てる。

（委任）

第10条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会が定める。

付　則

　この規約は、○年○月○日から実施する。